

第十七回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和二十八年十一月六日(金曜日)午前十一時十分開会

委員の異動

十一月五日委員矢嶋三義君辭任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事

西川甚五郎君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
山本 米治君
土田 国太郎君
前田 久吉君
三末 與吉郎君
松永 義雄君
平林 太一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

参考人

日本絹人織造 岸 加八郎君
物工業会会長 沼田 義雄君
日本絹人織造 沼田 義雄君
協会専務理事

日本化学繊維 川口 一郎君
協理 高好 一君
日本毛織工業 酒井 弘君
日本羊毛紡績 田中 實君
会務理事 田中 實君
綿、スフ織物工 田中 實君
業連合会業務部 田中 實君
業務第一課長 田中 實君
日本紡績協 田中 實君
会務理事 田中 實君

本日の會議に付した事件
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(小林政夫君外十七名発議)(第十六回国会継続)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。速記をとめて下さい。

午前十一時十一分速記中止

午後零時二十九分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) それでは速記を始めて下さい。

これにて暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして會議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、参考人各位から御意見を承り、質疑をいたしたいと存じます。

参考人の各位には御多忙中わざわざ、当委員会のために御出席下さいまして厚く御礼を申し上げます。

前国会において租税特別措置法が改正せられまして、青色申告をする個人又は法人が輸出した場合において、輸出業者に対しては、製造業者等に對しては、三割の所得控除の減税措置が講ぜられたのであります。御承知のように、輸出品の品種、製造加工の工程が多様多岐でありますので、主として租税技術上の観点から、その適用範囲を限定せられておるのであります。その後、當委員会の小林委員ほか十七名の発議によりまして、政令の定めるところにより適用範囲を拡張し得るようになり、目下當委員会において審議中でございます。

織物関係について申し上げますと、現行法によりまして、染物業者が輸出業者から受注した場合は減税を受けますが、メーカから受注した場合は減税を受けないことになっております。これではメーカから受注した場合に、三割の減税をメーカと染物業者との間に分け合うようにしてはどうかというところが問題になっておるのであります。念のために申し上げますが、この場合はメーカの減税額を減じて染物業者に与えるという意味でありまして、両者の分を累積して減税する意味ではありませんので、誤解のないようにお願いいたします。つきましては、メーカ側として、メーカと織物業者との間に減税を分け合うようにすることがよいのか悪いのか、よいとして、技術的に可能かどうか等につきまして、

率直に御意見の開陳をお願いし、又委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。参考人のどなたから御発言を願います。

○参考人(岸加八郎君) 日本絹人織造物工業会の会長であります。

その結論を出す前に、一応現在の絹人織物の製造家としての状態をちょっと擧げたいと思つて申し上げます。朝鮮プールのあの反動から大暴落を受けて、絹人織物生産業者は非常に苦境に立至りまして、その後引き続き不況が累積しておる状態です。そういうような状態で、而我々のほうは中小機業者の団体でございまして、全国に二万ほど業者がある状態です。全部が輸出しておるという意味ではありません。そういうような状態で、非常に不況が累積してしまつて、これではたまらないうので、昨年調整組合を結成させて頂いた。調整組合を臨時措置として安定法で議會に決議して頂いた次第であります。ところが今なおそれがその法の不備でうまく行かないというので、昨年又一部改正して頂いたが、第一調整措置がでないという工合で、今更には二十九条の發動を政府のほうに頼りにお願いしておる状態です。政府のほうではその費用がないとかというような工合で逡巡しておりますが、これは大蔵委員会のほうで又いろいろ御配慮願いたいと思つております。そういうようなことで今我々のほうでは一昨年から業者が相寄りましていろいろ協議をいたしました。これはやはり

り賃繰、つまり委託加工を一部するはうが、業界の資金難或いは金融難というようなことを打開するのには一番近道であらうというので、人絹糸の製造会社であるメーカのほうへも依頼して委託加工を一部始めました。又産地の産物と申しまして、産地の問屋業者のほうへもそういうものを廻しました。

又輸出の貿易業者のほうからも委託加工を受けまして、今、現在の状態では全体の輸出の二割ほどが人絹糸の製造メーカの賃繰であり、二割ほどが産地問屋の賃繰であり、一割ほどが輸出業者の注文であるという状態です。そしてあと五割ほどは製造業者みずから、原料を買い、製品を売るという方法でやつております。ところが現在、昨年のこの租税特別措置法というものがあつて、これはつまりこの恩恵を受けるのは我々のほうは三割であるが、今の青色申告或いはその工場が備からねば、その恩恵が均等にできないというような工合で、先ほど申しましたように、現在の業界は業者いづれも非常に困つておる状態、この恩恵が果して幾ばく受けられるかというようなことも、まあ心配しておるような状態です。そういうような意味合からやはりこのすべての、この法の適用はせいで、寛大にして頂いて、つまりその適用範囲をせいで、寛大にして頂いて、業界に關連した業者にせいで、恩恵を蒙らして頂くということが最もよからうという工合に我々のほうの考えをまとめた次第であります。そういう

う工合に、今一部改正法も結構だとい
工合に考る次第です。こういう工合
ですが、又何か御質問があればお答え
します。

○委員長(大矢半次郎君) 沼田さん。

○参考人(沼田義雄君) 日本絹人絹織
物協会と申しますのは、全国の輸出絹
人絹織物及び内地の絹、人絹織物の
卸商社の全国的なものであります。先
ほどお尋ねになりました生産者の、生
産者と申しますか、織物製造業者の賃
加工に対してというお話でございまし
たが、輸出品の染加工につきまして
は、この卸商社の面におきまして加工
をいたします分が相当にござます。従
つて、私はその面について公述をいた
したいと思つてございます。

由來輸出絹織物並びに人絹織物は、
問屋業者、卸商社が生産者に対して賃
織をさせ、若しくはこれを買取りまし
て、そして輸出商社の指図、或いは自
己の考え方という面から先ず図案を考
え、それから型紙を作り、色を指定し、
そうしてそれを染業者にこの通りに染
めてくれというのを賃加工の委託を
いたします。従つて、その加工中にお
きまして相場のフラクチュエーション
によるところの損傷、或いは流行の変
遷によるところの一切のリスクは卸商
社がこれを負担いたします。従つて加
工業者に対して、只今お話のございま
した千分の三という問題は少くとも
卸商社の面におきましては極めて合法
的でない、妥当でない、こういうふう
に考へるのです。今度の措置法の一部
改正によりますと、生産部門と、それ
から輸出の部門のみがその対象になつ
ておるやうに拝見いたします。更に今
度の改正によりまして、染色業者もそ

の一端を担い得る形になつております
けれども、輸出のこの絹人絹のごと
きもの特殊の事情もいたしまして、
輸出の振興のために非常な貢献をいた
しておりますもの、輸出商社がその一
端を担い得るということをも一つ御理
解を頂きたいと思つた。かき分けて
申上げますと、輸出商社と申しますも
のは、由來大抵専門商社でございまし
て、アメリカ向の輸出商社、或いは遠
洲向の輸出商社、或いはヨーロッパ向
の輸出商社という工合に地域的に専門
化されております。勿論全世界を相手
とする輸出商社もあることはあります
るが、全輸出商社の面から見ますと
と、この数量は非常に少ないものであ
ります。ところがこの卸商社は各方面に
輸出をいたしております輸出商社を
歴訪いたしまして、海外の動向である
とか、或いは流行であるとかいうこと
を種々耳にし、或いは自分自身が海外
からサンプルを取寄せたりして、そう
して海外の流行にマツチするやうなも
のを生産いたしまして、そうしてそれ
によつてサンプルを作製して輸出商社
に対して、これを海外に送つてみてく
れ、これをどこそこへ宣伝してみてく
れというのを申しまして、むしろ輸
出商社の、さつとくばらんにお話申上
げますれば、尻を叩いておる、推進をし
ておるというものが、輸出織物を扱つて
おりますところの内地商社の実態なの
であります。輸出の振興の面におき
まして、今度の新しい措置法によつ
て恩恵を与えようとする面が生産部門
と、ただ口もとの輸出部門とにだけ留
まるということは、甚だ私にいたしま
しては妥当でない、こう考へるのでご
ざいます。従つて、その面におきまし

ても御振張を願いたいということを、
この機会に申上げることは妥当でない
かも知れませんが、その面におきまし
ては、大蔵省並びに通産省方面に今日
まで運動を続けて参つたのでありま
す。

それからお尋ねになりました染加工
の賃加工に対しては、これは当然染
業者は単なる賃加工業者であつて、た
だ指定された柄、指定された色、指定
された型に染めるだけでございます。
その間の一切の負担は販売をいたしま
すところの商社が負担をいたしま
す。従つて千分の三の恩恵は取扱商社
に渡されて然るべきだと、こう私は考
へます。

○小林政夫君 沼田さんにちよつと御
質問しますが、あなたのほうはこの輸
出業者と染色加工業者の中間、又絹織
物等はやはりどこかのメーカーからお
買ひになると思つたのですが、そうする
と、あなたの説を敷衍すると、今問題
になつてゐるこの二次加工メーカーに
対してやはり百分の三なんですか、百
分の三のフェーバーを与えるというこ
とも適当でないということになるわけ
で、ひとり染め加工業者のみならず、
お隣の岸さんのほうの団体の織物製
造、絹織物ですね、絹織物を製造する
業者も、図案等についてはあなたのほ
うがイニシアティブをとつてやるのだ
から、やる必要はない。要するに、あ
なたのほうの問屋へ百分の三のフェー
バーをよこせ、こういう主張になるわ
けですね。

○参考人(沼田義雄君) 織物生産者の
分につきましては、賃織加工をいたし
ましたものににつきましては、賃織を委
託いたしましたものに百分の三の恩恵

を与えて頂きたい。あらゆる商品につ
いてではございせん。つまり生産者
のリスクにおいて、危険負担において
染色をいたします。卸商社がそれを買
ひ取りましたものにつきましては、私
はさうな百分の三の恩恵までは申上
げませんが、賃織をいたしまして、大
体染めの場合におきましては賃加工を
いたしまして、それについては一切の
リスクは卸業者が負担をしているの
だからして、卸業者がその恩恵を与
えて然るべきではないか、こう申すの
であります。

○小林政夫君 あなたのほうはこの輸
出業者とメーカー、いわゆるメーカー
の間にあるわけですね。

○参考人(沼田義雄君) そうでござい
ます。

○小林政夫君 それで、あなたのほう
は、場合によつては織物業者から織物
を買つて、そして染色に賃加工を委
託される場合もあるし、又あなたのほ
うが糸を買つて、その織物会社に賃織
をしてもらつて、その賃織を引揚げ
て更に染色加工業者に賃加工に出す、
これはすべてあなたのほうでイニシア
ティブをとつてやられる場合と、半分
イニシアティブをとられる場合、あな
たのほうでとにかく糸を買つてイニシ
アティブをとつたものについてはあな
たのほうでフェーバーをよこす、こう
いうことになるわけですね。

○参考人(沼田義雄君) もう一回敷衍
して申しますが、織物の生産業者に委
託加工を依頼いたしました場合には、
その卸業者は織物生産者の立場に立
つわけでございます。それからその織
物を、或いは賃織いたしましたか或いは
買い取りましたかしました織物を、染

め業者に對して賃加工を依頼いたしま
す場合は、染色加工品の生産業者にな
るといふ考へ方でございます。

○森下政一君 どうも素人臭い質問を
しますが、何しろ商人じやないもので
説明してもらわんとわかりませんが、
そうすると、つまり織物を織つて、そ
の染色加工を、そのメーカーが獨創的
にこつたやうに染色して欲しいと言
うておつて、染色加工の賃加工をさせ
て、それを今度は卸売商社に、こつた
うものがあつたが、こつたやうに売
りつけて来るメーカーもあるわけなん
ですか。

○参考人(沼田義雄君) ございます。

○森下政一君 それもある、そうす
ると、ただ織つて生地そのままでは商
社にお好みのやうに染めなり加工なり
して売らなさいというものもあるわけ
なんです。

○参考人(沼田義雄君) そうでござい
ます。

○森下政一君 いろ／＼なケースがあ
るわけだ。

○参考人(沼田義雄君) ええ。

○森下政一君 そうすると、あなたの
説によると、染色加工をなさしめる、
染色加工をする人がメーカーから生地
のままで品物を買つて、自分が勝手に
染色加工をして、今度は卸売商社にこ
れはどうだといつて持つて来るものも
あるのですか。

○参考人(沼田義雄君) そういうもの
も中には例外としてあるかも知れませ
んが、染屋さんが生地を買つて、自分
で染めて輸出物を売るといふやうなこ
とは恐らくございせん。
○森下政一君 そうすると、染色加工
というものは、メーカーに頼まれるか、

御売業者に頼まれるか、輸出商社に頼まれるかわからないが、誰かの委託によらなければ染色加工はしない、大体こういうのが通例になるわけですね。そうするとあなたの説明によると、みずからイニシアティブをとって、そうして独自の、こういう図案で以てこういうものを一つ染め上げて、これなら海外へ売れるだろうというリスクを負担してイニシアティブをとつたものにフエーバーを与えよ、こういうことなんだな。

○参考人(沼田雄雄君) そうでございす。

○小林政夫君 それを敷衍すると、輸出業者というもののほうがフエーバーが多くなるようなことにもなる。敷衍して行くとこれはイニシアティブのとおり方なんです。で、この法律によると、粗税特別措置法の第七条の六の第一項の第三号に、「輸出業者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。」という表現が使つてありますね。その「輸出業者に対する物品の販売を業とする者」というのは、これはこの法律ではあなたの方の存在は認められけれども、フエーバーは与えないということがはつきりしているんですね。

○参考人(沼田雄雄君) そういうことなんです。それで実は大蔵省、通商省のほうへは是非同列に扱つて頂きたいという事で先ほど申し上げました、輸出の推進力をなしておるといふことを強く申し上げまして、お願いして廻つておるわけでありす。

○三木興吉郎君 輸出する時の輸出検査ですね、これはどちらが……。

○参考人(沼田雄雄君) それは輸出商の名においていたします。その持込み

等は染工場が持つて参ります場合もございまして、併しその検査もいろいろございまして、染色検査の場合におきましては染工場が検査を受けるわけですね。それから輸出検査の場合におきましては、染工場が持込みはいたしますけれども、その場合には輸出商ということになります。

○委員長(大矢半次郎君) 川口君。

○参考人(川口一郎君) 日本化学繊維協会理事長川口一郎でございます。発言をお許し頂きます。

化学繊維製品の輸出につきまして、全般的、特に人絹糸並びにその織物でございまして人絹糸を使つた織物を、特に中心といたしまして申し上げたいと思ひます。

先ほど岸さんから御説明がありまして、最近人絹糸の製造会社が、大体まあはつきりした数字は、これは今私持ち合せておりませんが、まあ大体国内に廻してあります人絹糸の二割程度を賃織り、と申しますと、従来は糸を織屋さんにお売りして、織屋さん御自身の計算で織物を作つておられたのですが、昨年来先ほど岸さんのお話もありました通り、相当織業界がいろいろ困難な事情に當面しておられたものでございまして、それがために特にその糸の事業というものが非常に悪化を如何にして是正するかという事について、我々人絹製造者、無論織物業者のほうとも御相談をいたしまして、日本の織物業界なり皆さんの御希望としてできるだけ賃織を殖やしてくれないか、こういうお話でありました。賃織りを殖やしますという事は、これは申し上げるまでもなく、織物の段階に

至るまでの金庫面の負担、それから織物の製品の価格の上下、高下いたしますその危険、この二つを負担してやつて行かなければならぬわけでございます。それから、人絹糸の生産会社としては相当なこれは重い責任になるわけでございます。併しなごらなさい、全体の利益のために、又当時そのままでおいておきますと、織物の品質が非常に低下する、という心配もございまして、やがては輸出自体を非常に危ういところへ落す、こういう心配もあつたものでございまして、今申し上げましたいろいろの生産会社としては、全然従来予期しておりませんでした織物の段階までの危険を負担する、という方針をとりまして進んで参つたのでございまして、幸いに、その他のいろいろな施策も功を奏しまして、非常に悪化いたしておりました人絹市場が、本年の春頃から相場見直しを参つたことは、これは岸さんも御承知だと思ふのでございまして。

そこで今度の、この問題になつております措置法の改正の御意見などございまして、百分の三の減税の御措置は、これは要するは輸出振興を如何にするかという狙いの一つであると私は承知しておるのでございまして、賃織りの制度は、織屋さんの立場から見ますれば、これは私は最も安全な仕事である。相場の危険、それから糸を織物に作り上げますまでの、この間の金庫面の負担、これは全部人絹の生産会社がやるわけでございます。織屋さんは完全に仕事の量、加工賃を確保する。ですから今度の案のように、若し加工賃に及ぼすという事は、加工賃を上げるといふことになれば、それは

輸出の力が弱まることは当然です。ですから私は賃織のことに對しては反対をいたしました。

○小林政夫君 今のフエーバーを与えれば、実質的な加工賃収入というものを上げるわけになるわけですね。政府がこういう措置を講ずる趣旨は、まあ今の原価高の日本の輸出商品のコストの引下というところにあるわけでありますから、それだけの余裕が経営的に出れば、設備の改善をするとか、或いは工賃の引下というところも考えられる。むしろ大蔵当局の当初の見解は、同じ加工をやつて、輸出業者からの下請ならば、百分の三のフエーバーが得られる、メーカーからの下請ならば得られないという事は不公平じゃないか、そういう質問に対しては、工賃で調整をしてもいい、したらいじやないか、だから輸出業者から、例えば百円で賃織りの注文をとるならば、同様の下請加工ならば、メーカーからもらうときには、そのフエーバー分をプラスした工賃をもらえばよいと、こういうような主張も出たわけなんです。ですから本来それを裏へひつくり返すと、これだけのフエーバーは無論實際的に仕事をやるものにするのだという趣旨なんです、川口さんのお話だと、実際に仕事をやつておるのは危険を負担しておる一次メーカーだ、こゝろに言われるわけではしりけれども、実際の生産担当者助成、こういうところには私は狙いがあると思ふのですが、そういう意味においては輸出業者には百分の一しかフエーバーを与えない、メーカーのほうには百分の三と、こういうふうなそこにはつきりした区別が

出て来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

○参考人(川口一郎君) 只今のお話のフエーバーとおつしやるのでございまして、これは輸出競争が非常に激烈で、なか／＼相場の変動から受ける非常に脅威だけでなく、常に各国の烈しい競争に打ち勝たなければならぬ。それには最終的な製品、価格に對してその責任を負わなければならぬ。それから必ずしもこれは人絹メーカーと限らないと思ふ。先ほど沼田さんからお話がありました通り、輸出業者が織物の最終段階まで責任を負う場合は、これは当然輸出業者がやるべきだと思ふ。私は全般的に織物或いは染色加工の問題には触れておるのとはございせんので、賃織という形をとつておる場合の織物に對することには限定したいと思ひますが、その点誤解ないようにお願いいたします。

それから先ほど私ちよつと申し遅れましたが、これはフエーバーでなくとも、鉤くまで事実上起る非常な輸出の競争力を作るといふわけでございますから、先ほど岸さんからお話がありました織物業界が非常に改善されるということにつきましては、これは政府が当然考へらるべきだと思ふ。輸出を如何にして競争力を持たせるかという事でございまして、そういう方面に話を持つて行きますと、これは結論といたしましては折角の輸出振興の

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

出で来る、そういうふうな点から考えても、立法の趣旨が、川口さんの趣旨から行くと全然駄目だということになれば別なんですけれども、本来こういうフエーバーを与える趣旨の点から行くと、実際の生産担当者に渡すべきじゃないか、こういうふうな我々は考えるのでございまして。

この措置が骨抜きになつてしまふと思ふのでございます。もう一つは加工賃を確保しておるのでございますから、これはこれ以上のフエーバーはないと思ひます。その他の不当な相場の変動から起つて来る非常に大きな、どれくらいな損害を含まなければならないかわからない場合も、これは誰も補償する人はない、その生産者としての責任を負担する。それが輸出業者であらうと、或いは中間機屋さんであらうと……。若しその危険を冒して、或いはそれから来るかも知れない利益を得ようとするば、機屋さんは賃織りをやらないで、自己の計算でおやりになれたい。だからこの立法の趣旨を根本的にのお考え願ひまして、どこに減税措置を講ずべきか、こういうことは極めて明瞭な問題であります。

○松永義雄君 たつた一つ聞きたいの
ですが、筋を離した話ですけれども、染
物屋さんが頼まれて仕事をしても、金
の支払いが非常に遅くて弱るというお
話なんです、そういうことはないの
ですか。

○参考人(沼田義雄君) それは併しそのとき／＼によつてそういうふうな面はあるかも知れませんが、絶対にないとは申しませんが、併しその輸出の物につきましては、これはLCそのものによつて代金の収入を確保されておりますから、そうした面におきますところのケースというものは比較的少ないのではないか、こう思われます。

○松永義雄君 毎日々々のように新聞に出ておるのですけれども、下請のほうにしわ寄せが行つて、そうして造船業にして、犠牲にして、そうして造船業にしても、その他の大企業が経営を行なつて

おる、こういうことを言われておる。ところが私のは大分前の話ですけども、偶然に或る大きな染物屋さんから聞いた話なんですけれども、どうも金が出て困る、払いが遅くて実際困つてしまふ、金を借りるにも……。その際かなりひどいことを言つておつたですけれども、非常に困難です、こういうことを言われておつた。あなたがおつしやることは理論的には筋が立つておるが、實際面において輸出ばかりやつておるわけでもないでしょう。内需物もやつておるわけでしょう。だからやはり苦しくなれば下にし寄せをするという傾向がある。

○参考人(沼田義雄君) 併し率の面から言いますと、染賃なんというものは輸出の場合は、染にやると物によつては織物の生地以上の染賃という場合もありますけれども、大体において他の

産業で新聞に載っておりますようなひどいことは余り……繊維に関する限りは……。口を開けば金がなくて困りますというのは、これは人情でして、或いはそういうふうなお話じやなかつた

かと思ひますが、少くとも纖維に関する限りは他の産業に見るような、我々が新聞の面で知つておる程度のようなひどいことはないように思ひます。

○松永義雄君　つまり紡績屋さんの方

私が遅れる、こういうことを言つてゐるわけですよ。

○参考人(沼田義雄君) その他の部門においては知りませんが、問屋の部門におきましては私の申上げた通りであります。

○参考人(川口一郎君) 只今の下諸業者の支払が遅れるというようなお話がございましたが、ほかの産業はどうか
ります。

わかりませんが、化学繊維関係におきましては、常に先ほどお話がございましたように、糸が次の機屋さんに流れております関係で、さよなことをいたしておりますと、だん／＼そのいい連繫を持つた機屋さんから敬遺される、こういうことになります。これは結局自滅の状態になるわけでございまして、少くとも私どもの承知いたしております範囲では、賃加工を願つた先で加工賃の支払が遅れておるといふような実例は聞いておりませんわけでございますから、この点一つ御了承願ひたいと思います。

○青柳秀夫君　お伺いしたいのですけれども

れども、例えば造船のような話のときは、日本の船と外国の船との競争は、結局日本のほうがコストが高いというのはいろいろまあ事情があつて、その部分品なり下請なりの原価が高いから

なかなか競争ができない。全体が安く
なれば競争ができます。こういうよう
な意味で、やはり輸出増進というのは
全体を公平に見て結局海外に勝てばい
いというまあ考え方が出て来るわけで

す。どなたに一番それが行けばいいか
ということは、これは業界の実情によ
つてきまるところでございますけれ
ども、繊維界においては今お話を伺
うと、どうも下請のほうは余り重要

ない、そこはむしろもうちゃんと賃金がきまつておるのだから、それでいいのじゃないかというふうなふうに伺うのでございますけれども、その点はそれで大丈夫なんでしょうか。

○参考人(川口一郎君) 私言葉が足りませんでしたが、下請はそれでいいのじゃないかという感じは全然持つておりません。機屋さん

のいろ／＼の困難な御事情も十分承知しております。恐らく岸さんも御同意願えると思うのでありますが、あらゆる面で御協力を申上げることはいたしております。ただ申上げました通り、人絹会社が糸を従来長い間殆んど、人絹工業が興りましてから以来、糸は糸で間屋さん或いは機屋さんにお買い取り願つて、それで一応仕事が終つておつたのでございますが、昨年来二廻程度の織糸を賃織の契約の形で皆さんにお渡しするという新しい制度を実施いたしましたして、その範圍においておるような形に今機屋さんがなつておるわけです。少くともその範圍の賃織契約

約の間に、おきましては、機屋さんがどうでもいいという意味じゃなくて、機屋さんに對しましてできるだけ公正な織賃を差上げおる、こういうことを申上げたいと思います。

○三木興吉郎君 人絹を捲える場合です
ね。この糸を輪出用として特にお控
えになることがございますか。

○参考人(川口一郎君) ございます
ん。もうとにかく現在の人絹会社の人

絹糸の造り方は極力いい品物を造ると
いう建前で、これは国内向けだ、これ
は輸出向けだという隔てはやつており
ません。

○委員長(大矢半次郎君) 次に毛織物

係についてどなたか御発言願います。

○参考人(高好一君) 私日本毛織工業会の高好でございます。

毛のほうにおきましては、これが主

際にお取上げになります場合は、いまだゆる委託加工の中に、賃織と、それから賃加工、賃染色というのがございますので、これを平等にお取扱ひ願えます。

ならば、この際何れも申上げることにはございませぬ。

○参考人(酒井弘君) 私日本羊毛紡績会の専務理事の酒井でございますが、遅れて参りましたので実は質問の点もちよつとわかりませんが、染色整理に關して、この租税特別措置法を適用することの可否についての御意見でございませうか。

○委員長(大矢半次郎君) さようで

○参考人(酒井弘君) それについては紡績会として別段異議はございません。

○参考人(高好一君) 今酒井さんのほうから御質問がありましたのですが、

○委員長(大矢半次郎君) 賃加工も一
緒でございます。

○参考人(酒井弘君) 賃加工というの
は染色の賃加工ではなくて、機屋の賃

加工も金替入る。こういう意味で
か。
○委員長(大矢半次郎君) その通りで
す。
次に綿織物関係で、原君の代りに出

られました田中君に願います。

○参考人(田中實君) 私綿、スフ織物工業連合会の田中でございます。原事務が出るはずでございましたが、ちよつと用事のために急に出られなくなり

ましたので、代つて申上げます。
私どもは綿織物繊維業者であります
て、全国約一万の工場がございます
が、そのうち輸出をやつてゐる工場は
二、三千ありますのですが、現在の輸

出の生産機構は、大体において紡績会社の賃加工が殆んど大部分であります。で、多少商社の賃加工もあるような状態になつております。今度の措置法に

よつて減税制度が認められるに際して、商社の賃加工の場合には三%の減税が認められる。併しメーカーのほうの賃加工は認められないということでありましたので、これは非常に賃税を奨励するようになるというので、是非ともそのメーカーの賃税の場合も入れて欲しいということを大いにお願いして参つております。先ほどの委員長のお話ですと、染色加工ということだけを取り上げておられましたので、いろいろ聞いて見ると、織物の加工も入るということで非常に安心しておるわけでもあります。是非ともこれは織業者のメーカーからの賃加工のものについても、三%の減税措置は適用して頂きたいと思うわけです。それからよく賃税は非常に金もかからずですが、これは賃税の場合にも賃税業者は全然危険負担をしないというところではないのであります。現実にはいろいろなその負担をされているわけでありす。昨年ですか、いわゆるキヤンセルの非常に多くあつた場合なんか、キヤンセルが多くなると、いわゆる賃加工の契約まで破棄されて、機屋も非常に苦しいに会つていられるわけでありまして、決して賃税だから全然危険負担はないということはありません。それから、そういう面も御考慮に入れて頂いて、是非とも賃税の場合にも適用して頂きたいと思うわけでありす。

当局の要求されるようなものが出し得るようになっております。これは組織的にもそういう制度でありますので、十分この点は心配なくやれるという自信を持っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速記を止めて下さい。

午後二時五十三分速記中止

午後三時二十一分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) それでは速記をつけて下さい。

○参考人(田和安夫君) この法律の趣旨からいまして、輸出振興に關係する産業はすべてこの法律に均霑できるようにすることが望ましいことであると考えられます。ただその場合に、その実施一、二注意せねばならぬ点があると考えます。と申しますのは、産業によりまして必ずしも輸出と内需というようものの区別がはつきりいたしませんものもありすものでありますから、従つて、趣旨としてはせいぜいその範囲を拡げて輸出に關係ある産業が均霑することは結構であるが、実施面においてはそれが重複することのないように、又内需と輸出の区別のはつきりするよう、技術的に特に考慮を払つて、それが可能ならば可能な限りその範囲を拡げることについて、我々としても異議がございせん。ただすでに八月から実施されておりました、今日までにおきまして一応それが範囲の適用の外にあるものと見て、すでに加工賃なんかをそれと織込んだものもあるやに考えられますので、若しそういう範囲を拡げられる場合にいたしまして、過去に

遡つてやられるということについては、よほどその當事者間において話のつくことの可能なような方法も考えなければならぬのじゃないか。そういうふうな点を考慮しておやり願ふのだから、あえて我々としても異議ないところでございす。

以上簡単でございすが……

○委員長(大矢半次郎君) 今のお話では、業態によつて可能なものはやつていいではなからうかというふうなお話のように伺いましたが、紡績関係で染色業者或いは賃織業者等に出した場合に実行可能でしょうか、その点はつきり伺いたい。

○参考人(田和安夫君) 大体実行可能だろうと考えます。ただ織物の場合でございすが、織物の場合は、例えば染色なんかを使いますような場合には、又機屋さんから、糸を染めるのだから染屋のほうに移り、又燃糸を燃るのだから燃糸屋のほうに頼むというように、だん／＼次から次へと追つて行きますと、その辺の区分けが非常にむづかしいことになるのではなからうかというように考えられますので、その実施面においては先ほど申しましたように、先ず実施可能なものをよほどよくお運びになる必要があるのではなからうかというところを考慮するだけであります。

○三木興吉郎君 今の染色ですね、糸をすでに染めてある場合ですね。そういったような場合、輸出用として染めてある糸がやなしに、そうでなく内地向けに行くかもわからないというふうなもの……

○参考人(田和安夫君) そういうような意味ではございせん。例えば紡績屋が織物を賃加工に頼む。そうすると、それが糸染め綿布というふうな場合には、その機屋さんで全部糸から染めて織つてしまへば、そこで話が一段階済みです。又その機屋さんは染屋に出し糸染めを頼む。又そこから下りて燃糸を頼むとしたら、又燃糸屋さんは機屋さんに又同じようなことを頼むというふうなことになるのはないかというように、だん／＼先へ先へと同じようなことを繰返して行つて、つまりだん／＼範囲が広くなつて、薄いものが非常に拡がつて行くようになりはしないかというふうなことも考えられるのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 今のように非常に範囲が広くなるケースは多いのですか、割合にして。

○参考人(田和安夫君) そう広くはありませんけれども、理窟にして言へばそういうことも考えられる場合もあるというところであります。

○委員長(大矢半次郎君) 一応参考人のかた／＼から御意見を伺つたのですが、締括りとしてしまして化繊関係及び問屋関係以外は、大体この範囲を拡張しても支障がない、こういうふうに承知してよろしうございすか。

○参考人(田和安夫君) よろしうございす。

○森下政一君 いろいろと御意見伺つたのですが、要するに前国会で改正が決定しまして施行されておる租税特別措置法の一部改正ですね、輸出奨励というところに重点が置いてあつたはずなんです。それを今御覧になつて、これは要らんものじゃないか、こういうことは。こういうところにこういうふうな租税上の措置を考へる必要はないのじゃないか。何の輸出奨励になつておるかというふうな御意見のある面もあつたように思うのですが、現行法に何か御意見があつて批判してみたい、これは輸出奨励とは無關係なものだというふうな点があつたら、端的に一つ皆さんどなたでもいいですすからおつしやつて頂きたいと思うのですが。

○参考人(沼田義雄君) 只今の御質問と逆になるかも知れませんが、只今の施行されております法令はやはり輸出振興のために非常に必要だと存じます。むしろ拡張して頂きたいと思ひます。私の先ほど申し上げました問屋部門の染色加工の問題につきまして、実はこの第四條の輸出業者の下に、その他命令によつて定めるもの、ということをお入れになることになるようでございますが、この現行法で拝見いたしますと、輸出業者の賃加工をいたします染織業者は三%は今日でも交付されることになつておるといふことは、私はこれを裏から考えますと、輸出業者は輸出金額に対して一%与えられ、これは勿論すでに既得権を与えられたことなから……、そのどこか宙に迷うものを染色業者に与えるのだというふうに、私共は自分自身で解釈いたしております。そこで、従つてそういうふうな考え方でゆとりのあるものならば、染色業者と又同様に輸出の推進をいたしております問屋業者にも与えて欲しいということをお願いするわけでございます。それをやることによつて實際輸出の振興になるだろう、こう考えます。

それからいま一つこの機会に、先ほど御質問になりました現行法が輸出振興のためには、どこか抜いてもいいの

じやないかといふことの御質問に對しまして、私は抜くところはないが、むしろつぎ足して欲しい、こういうことを申し上げたいのであります。特にこの機会に申し上げたいと存じますことは、賃加工の場合におきまして、この法文によりまして、輸出商或いは化繊メーカー等が、機屋さんに対して賃加工をいたしました場合に、その化繊メーカー若しくは輸出商が生産者の立場に立つて、そして三分の恩恵に浴するわけでございます。但し輸出商の場合におきましては、輸出の面においての恩恵がありますから、それはないことになつてゐるようでございますが、ただここで特にお取上げをお願いしたいと思ふことは、御参考者におきましておきたいと思ふことは、この賃機織の面におきまして、先ほど岸さんから最初に申し上げましたように、絹、人絹織物の現在の賃機織の状態が、化繊メーカーの賃機織に比して、大體二〇%、それから産地の機屋さんが賃機織をいたしますものが二〇%、それから輸出商の賃機織が一〇%、あとの五〇%は機屋さんが自分で糸を買つて、自分の危険負担において、自分の計算において機織を織つておるといふのが現在の状況なんです。そこで大體私どもが当該官庁と折衝をし、お話を伺いました結果によりますると、化繊メーカーの分につきましては、その二〇%の分については、化繊メーカーが機物生産者の立場に立つて三分の恩恵に浴されるということなんです。ただ問題は機屋が賃機織をいたします場合にはこれは認められない、こういうことなんです。ただその理由はどうかと申し上げますと、完全

賃機と申ししますのは、申上げるまでもなく賃機を委託いたします者が、自分で糸を買つか或いは自分が生産をいたしまして、自分の糸を機織にいい条件で渡して、そしてこれ／＼の糸をいつ何日までで織つて来い、そして織り上つて参りましたならば、それに対してあらかじめ機織賃を与える、これがいわゆる賃機でございます。又そうでなければならぬはずでございます。ところが最近特に終戦後、最近の状態におきましては、いろ／＼な金融の面におきまして、又機屋さんの信用状態等の面におきまして、ただ黙つて目をつぶつて糸を渡して、そして織上つて来るのを目をつぶつて待つてゐるというやうなことが必ずしも許されない場合がある。従つて、自分が賃機をいたします委託者の立場におきまして、糸を機屋さんに渡しなす場合、保証金の形でその糸代に該当する手形を受取つておきます。そして織り上りましたらばその手形に機織賃を加えたものをすぐこちらから代金を決済をするというものが、現在の賃機と称しますものの実情でございます。それは表面から見ますと糸売り機物買ひという形にはなつております。形にはなつておりますが、そういう形を取らないで完全賃機をし得られるやうな只今社会情勢でないものであります。止むを得ずそういう方法を取つておりますが、その間における先ほど申し上げました問題若しくは輸出商、或いは機物生産者が機屋さんに染めを依頼する場合と同様に、その間におけるそのフラクチュエーションによるところの、或いはいろいろな関係による例えは流行の変遷等による危険負担は、全部委託者が負

担をしております。従つて、化繊メーカーの場合と産地機屋の委託加工賃機の場合も同じケースを辿つておりますので、これも同様に見て頂くことによつて、輸出の振興には更に寄与するのではないかと考えます。

○小森政夫君 先ほどのお話、丁度本會議で失礼しましたが、今のあなたの話は問題がメーカーだといふ立場を取られておるわけですから、先ほどの話のように百分の三のフエーバーを自分だけにすればいいのだ、染色業者とか或いはあなたのほうが糸を買つて機物を委託した賃機業者にはやる必要はないのだといふ主張ではなしに、向うにもやれ、私にもくれ、こういうことならまだ考えられる。だから圖で書くと、いわゆる製品の全仕事の量を百とする。輸出業者はこれを百十で充るとすれば、この百十かける百分の一のフエーバー、メーカーのほうは百分の三、これが仕事の量の全量です。生産者価格。そうすると、これをあなたのほうは今の問題の立場で言われると、これで輸出業者が行かれるわけです。ところがこの中にはあなたのほうにはいろ／＼図案料とか、糸の危険負担をしてゐるとかといふことで、百の中で二十分を負担されている。そして賃機業者が五十を負担してゐる。染色業者が三十ですか、こういう、比率は悪いかも知れませんが、これで合せて百になる。そうするとあなたのほうは二十分の生産寄与をやつてゐる。この二十分に対して百分の三は当然よす。機物に対しては五十が百分の三、染色業者は三十に対する百分の三、この二十をオミットするのはけしからんといふ回答はわかるけれども、これらは自

分の工夫によつて、生産指導によつて全部指導をしたのだから、五十や三十にやる必要はなくて、俺に全部これによせといふのなら欲張り過ぎてゐる。こういうわけですよ。

○参考人(沼田義雄君) それは私の言葉が足りなかつたのであります。今の機屋さんが三十である場合なら、機屋は四十か四十五であるはずなんです。機屋さんが三十である場合なら機屋はその染賃……その比率は別といたしまして、そこで私が最初に申し上げたいと思ひましたことは、機屋さんにも又我々のほうにもその恩恵を浴して頂きたい。併しながらこの法律の建前はダブルとは許されないといふ建前のように伺つておりましたから、その前提の下において申し上げたいのであります。若し両方に分け合ふか或いは両方がそれに均霑し得られるならば、我々はそれを望外の仕合せに思ふのであります。

○小林政夫君 それは私の今の改正案を提案しておる趣旨は、全部の人がそれ／＼生産に寄与した度合によつて分け合ふという趣旨です。全体のフエーバーの百分の三といふものを掛ける基本数字といふものは、如何なる段階を経ようとも変りはないんです。そういうのが一方に書いてある。

○参考人(沼田義雄君) 勿論分け合ふといふことにおいて、今日こままでの話合いになりますれば、私は分け合ふことは私は非常によろしいと思ひます。御提案になつてゐるこの法案によりますと、何もかも一切が機屋さんに行くやうに出ておりましたので、又ダブルことが許されないやうな前提の考え方で申上げたのであります。どうぞ

よろしく一つ御了承を願ひます。

○委員長(大矢半次郎君) ほかに御質疑ありませんか。

別に質疑はないようですから、参考人のかたには誠に御苦勞様でございます。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時四十二分散会